

佐賀県

外来医療計画

(案)

令和2年3月

令和2年2月5日地域医療対策部会等用

目次

第1章	総論	・・・	P 4
第1	外来医療計画の趣旨等	・・・	P 4
1	計画策定の趣旨		
2	計画策定の基本方針		
3	計画期間		
第2	佐賀県の人口推移及び今後の医療需要	・・・	P 5
第3	協議の場の設置	・・・	P 6
第4	計画の公表及び周知	・・・	P 7
第2章	外来医師偏在指標及び外来医師多数区域	・・・	P 8
第1	医療圏の設定	・・・	P 8
第2	対象医療機関	・・・	P 8
第3	佐賀県の状況	・・・	P 8
第4	外来医師偏在指標	・・・	P 13
第5	外来医師多数区域	・・・	P 16
1	外来医師多数区域		
2	新規開業者への情報提供		
第3章	対象2次医療圏において不足する医療機能等	・・・	P 17
第1	不足する医療機能	・・・	P 17
1	中部医療圏		
2	東部医療圏		
3	南部医療圏		
第2	新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求める方法	・・・	P 18
第4章	新規開業者へ求める医療機能に応じない場合の協議の場における協議プロセス 及びその協議結果の公表の方法	・・・	P 19
第1	保健福祉事務所による理由書提出の求め	・・・	P 19
第2	保健福祉事務所による地域医療構想調整会議分科会構成員への情報提供...	P 19	
第3	地域医療構想調整会議分科会における協議	・・・	P 19

第5章	医療機器の共同利用	・・・	P 2 0
第1	対象とする医療機器	・・・	P 2 0
第2	医療機器の状況	・・・	P 2 0
1	医療機器の配置状況		
2	医療機器の配置状況に係る指標		
3	医療機器別の利用状況		
第3	共同利用方針	・・・	P 2 5
(1)	CT		
(2)	MR I		
(3)	P E T		
(4)	マンモグラフィー		
(5)	放射線治療(体外照射)		
第4	共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス	・・・	P 2 7
1	共同利用計画の記載事項		
2	共同利用計画のチェックのためのプロセス		
(1)	保健福祉事務所でのチェック		
(2)	地域医療構想調整会議分科会等への報告		
(3)	地域医療構想調整会議分科会でのチェック		
(4)	医療機関名の公表		

別冊

- ・高額医療機器保有医療機関

第1章 総論

第1 外来医療計画の趣旨等

1 計画策定の趣旨

平成30年7月25日に医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）が公布され、医療法（昭和23年法律第205号）の一部が改正されました。

そのことに伴い、医療法第30条の4第1項に規定する医療計画に定める事項として、新たに「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加され、また「医療従事者の確保に関する事項」のうち「医師の確保に関する事項」が特出しして追加されました。

このことから、当該計画では、第7次佐賀県保健医療計画の一部として、外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項について策定します。

2 計画策定の基本方針

平成30年の医師・歯科医師・薬剤師統計では、医療機関に勤務する人口10万人対医師数について、全国の246.7人に対し、本県では280.0人となっています。

また、このうち診療所に勤務する人口10万人対医師数については、全国の82.1人に対し、本県では89.5人となっています。

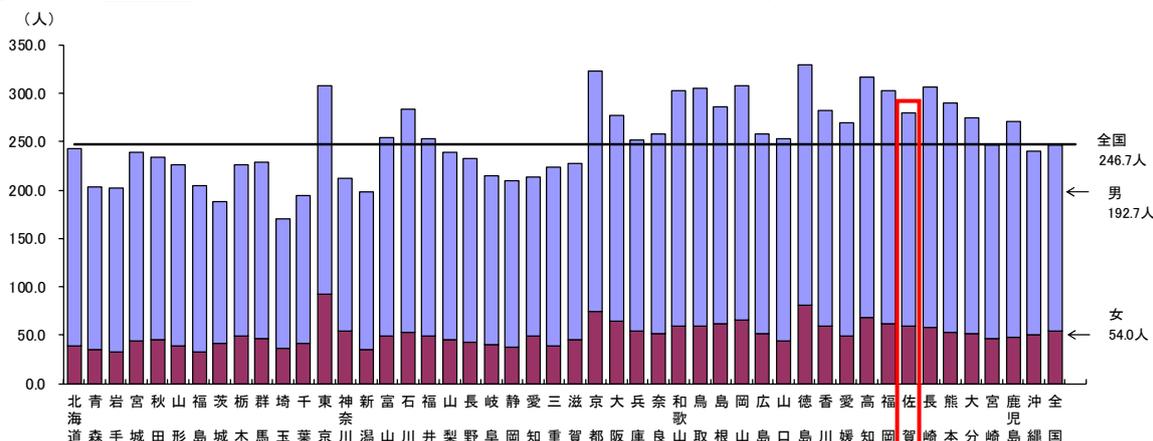
このことから、本県は相対的には医師が多い県です。

一方、厚生労働省においては、都市部を中心に無床診療所が集まってしまうなど、外来医療の提供状況が偏在の様相を示しているとのことで、その偏在の解消に向かって、外来医療対応の中心である診療所医師の偏在状況を可視化・提供していくことを通じて、新規開設を検討する者の行動変革に繋げていくことを外来医師偏在対策の基本的考え方としています。

また、医療機器台数についても全国的に地域差があり、今後、人口減少が見込まれ、効率的な医療提供体制の構築が求められる中、特に高額の医療機器を中心にその効率的な活用が求められるところです。

このことから、本県においても、現状分析を行うとともに今後の方針を定めることとします。

(図1 : 全国の医療機関従事医師の人口10万人対医師数)



(表1：佐賀県の医療機関従事医師の人口10万人対医師数)

【】は全国

	平成20年	平成22年	平成24年	平成26年	平成28年	平成30年
総数	239.6人 【212.9人】	245.0人 【219.0人】	249.8人 【226.5人】	266.1人 【233.6人】	276.8人 【240.1人】	280.0人 【246.7人】
うち 病院	153.7人 【136.5人】	159.6人 【141.3人】	168.4人 【147.7人】	179.2人 【153.4人】	188.6人 【159.4人】	190.5人 【164.5人】
うち 診療所	85.9人 【76.5人】	85.4人 【77.7人】	81.4人 【78.8人】	87.0人 【80.2人】	88.2人 【80.7人】	89.5人 【82.1人】

(出典) 医師・歯科医師・薬剤師統計

3 計画期間

当該計画は、医療法上、保健医療計画の一部として策定するため、第7次佐賀県保健医療計画と計画期間を同一にする必要があることから、当該計画は、令和2(2020)年度から令和5(2023)年度までを計画期間とします。

第2 佐賀県の人口推移及び今後の医療需要

佐賀県の総人口は、平成27(2015)年で約83.3万人であり、既に減少局面に突入しているところです。

また、生産年齢人口も同じく減少してきており、平成27(2015)年では約48.6万人であったものが、令和27(2045)年では約31%減少し約33.5万人になると推計されています。

一方、高齢者に関しては、令和7(2025)年頃にピークを迎える推計となっており、その後減少するものの、平成27(2015)年に比べては多いままです。

加えて、医療需要の高い75歳以上人口に限れば、令和17(2035)年頃にピークを迎える推計となっており、その後減少するものの、平成27(2015)年に比べては多いままです。

(表2：佐賀県の将来推計人口)

		2015年 国勢調査			2020年			2025年			2030年			2035年			2040年			2045年		
		人数	構成	増減率 (対2015)	人数	構成	増減率 (対2015)	人数	構成	増減率 (対2015)	人数	構成	増減率 (対2015)	人数	構成	増減率 (対2015)	人数	構成	増減率 (対2015)	人数	構成	増減率 (対2015)
佐賀県	総人口	832,832		▲ 2.7	810,484		▲ 2.7	784,789		▲ 5.8	757,242		▲ 9.1	728,170		▲ 12.6	696,815		▲ 16.3	663,781		▲ 20.3
	15～64歳	485,856	58.3	▲ 7.0	451,802	55.7	▲ 7.0	426,949	54.4	▲ 12.1	406,369	53.7	▲ 16.4	386,308	53.1	▲ 20.5	359,846	51.6	▲ 25.9	335,720	50.6	▲ 30.9
	65歳以上	230,650	27.7	7.7	248,363	30.6	254.010	32.4	10.1	253,190	33.4	9.8	249,925	34.3	8.4	249,606	35.8	8.2	245,311	37.0	6.4	
	うち75歳以上	120,894	14.5	4.8	126,704	15.6	142,811	18.2	18.1	155,429	20.5	28.6	157.834	21.7	30.6	153,978	22.1	27.4	147,871	22.3	22.3	
中部	総人口	348,633		▲ 1.8	342,451		▲ 1.8	334,637		▲ 4.0	325,990		▲ 6.5	316,583		▲ 9.2	306,084		▲ 12.2	294,689		▲ 15.5
	15～64歳	208,556	59.8	▲ 5.7	196,738	57.4	▲ 5.7	188,184	56.2	▲ 9.8	180,639	55.4	▲ 13.4	172,835	54.6	▲ 17.1	162,475	53.1	▲ 22.1	153,420	52.1	▲ 26.4
	65歳以上	91,876	26.4	8.4	99,601	29.1	102,462	30.6	11.5	103,458	31.7	12.6	103,767	32.8	12.9	105.088	34.3	14.4	104,350	35.4	13.6	
	うち75歳以上	47,258	13.6	7.4	50,734	14.8	57,577	17.2	21.8	62,767	19.3	32.8	63.966	20.2	35.4	63,438	20.7	34.2	62,360	21.2	32.0	
東部	総人口	124,964		0.3	125,387		▲ 0.1	124,843		▲ 0.1	123,407		▲ 1.2	121,263		▲ 3.0	118,459		▲ 5.2	115,202		▲ 7.8
	15～64歳	74,744	59.8	▲ 3.4	72,220	57.6	▲ 3.4	70,951	56.8	▲ 5.1	69,752	56.5	▲ 6.7	67,595	55.7	▲ 9.6	63,531	53.6	▲ 15.0	59,849	52.0	▲ 19.9
	65歳以上	31,636	25.3	10.2	34,865	27.8	36,288	29.1	14.7	36,695	29.7	16.0	37,381	30.8	18.2	39,138	33.0	23.7	40.101	34.8	26.8	
	うち75歳以上	15,334	12.3	12.8	17,302	13.8	20,686	16.6	34.9	22,836	18.5	48.9	23.248	19.2	51.6	22,800	19.2	48.7	22,777	19.8	48.5	
北部	総人口	128,687		▲ 4.2	123,329		▲ 4.2	117,546		▲ 8.7	111,652		▲ 13.2	105,655		▲ 17.9	99,395		▲ 22.8	93,066		▲ 27.7
	15～64歳	72,830	56.6	▲ 9.1	66,199	53.7	▲ 9.1	61,146	52.0	▲ 16.0	57,227	51.3	▲ 21.4	54,067	51.2	▲ 25.8	49,652	50.0	▲ 31.8	45,639	49.0	▲ 37.3
	65歳以上	37,719	29.3	6.9	40,320	32.7	40.953	34.8	8.6	40,207	36.0	6.6	38,534	36.5	2.2	37,626	37.9	▲ 0.2	36,162	38.9	▲ 4.1	
	うち75歳以上	20,149	15.7	1.6	20,469	16.6	22,873	19.5	13.5	24,819	22.2	23.2	25.107	23.8	24.6	24,002	24.1	19.1	22,074	23.7	9.6	
西部	総人口	75,386		▲ 4.2	72,235		▲ 4.2	68,830		▲ 8.7	65,316		▲ 13.4	61,701		▲ 18.2	57,984		▲ 23.1	54,206		▲ 28.1
	15～64歳	42,330	56.2	▲ 9.5	38,319	53.0	▲ 9.5	35,277	51.3	▲ 16.7	33,110	50.7	▲ 21.8	31,139	50.5	▲ 26.4	28,706	49.5	▲ 32.2	26,267	48.5	▲ 37.9
	65歳以上	22,161	29.4	6.8	23,657	32.8	23.960	34.8	8.1	23,340	35.7	5.3	22,400	36.3	1.1	21,718	37.5	▲ 2.0	20,939	38.6	▲ 5.5	
	うち75歳以上	11,889	15.8	1.4	12,050	16.7	13,322	19.4	12.1	14,457	22.1	21.6	14.583	23.6	22.7	13,824	23.8	16.3	12,768	23.6	7.4	
南部	総人口	155,162		▲ 5.2	147,082		▲ 5.2	138,933		▲ 10.5	130,877		▲ 15.7	122,968		▲ 20.7	114,893		▲ 26.0	106,618		▲ 31.3
	15～64歳	87,396	56.3	▲ 10.4	78,326	53.3	▲ 10.4	71,391	51.4	▲ 18.3	65,641	50.2	▲ 24.9	60,672	49.3	▲ 30.6	55,482	48.3	▲ 36.5	50,545	47.4	▲ 42.2
	65歳以上	47,258	30.5	5.6	49,920	33.9	50.347	36.2	6.5	49,490	37.8	4.7	47,843	38.9	1.2	46,036	40.1	▲ 2.6	43,759	41.0	▲ 7.4	
	うち75歳以上	26,264	16.9	▲ 0.4	26,149	17.8	28,353	20.4	8.0	30,550	23.3	16.3	30.930	25.2	17.8	29,914	26.0	13.9	27,892	26.2	6.2	

(出典) 日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計): 国立社会保障・人口問題研究所

第3 協議の場の設置

県は、医療法第30条の18の2第1項の規定に基づき、二次医療圏その他の都道府県知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、外来医療に係る医療提供体制の状況等に関する協議を行い、その結果を取りまとめ、公表するものとされています。

このため、地域の医療提供体制に関する関係者の協議の場として各医療圏に既に設置している地域医療構想調整会議分科会を外来医療提供体制に関する協議の場とします。

第4 計画の公表及び周知

県は、当該計画を公表するとともに、外来医師偏在指標や高額医療機器の保有状況等を含め、新規開業希望者等が知ることができるよう、新規開業等に間接的に関わる機会があると考えられる管下の金融機関、医薬品・医療機器卸売業者等を含め、機会を捉えて周知に努めます。

第2章 外来医師偏在指標及び外来医師多数区域

第1 医療圏の設定

保健医療計画に基づく医療圏の設定や、各種統計データ等との整合性を図る観点から、当該計画においても、これまで同様の2次医療圏である5医療圏（中部・東部・北部・西部・南部）を医療圏として設定します。

第2 対象医療機関

佐賀県内においても、外来受診のうち診療所での受診が県全体では約74.1%と大部分を占めることから、外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）にのっとり、第2章から第4章については、診療所のみを対象医療機関とします。

（表3：佐賀県の診療所の外来患者対応割合）

圏域区分	都道府県名	圏域名	診療所の外来患者対応割合
全国	00 全国	00 全国	0.755
都道府県	41 佐賀県	41 佐賀県	0.741
二次医療圏	41 佐賀県	4101 中部	0.762
二次医療圏	41 佐賀県	4102 東部	0.780
二次医療圏	41 佐賀県	4103 北部	0.745
二次医療圏	41 佐賀県	4104 西部	0.671
二次医療圏	41 佐賀県	4105 南部	0.692

（出典）外来医師偏在指標に係るデータ集（NDBデータ（平成29年度））

第3 佐賀県の状況

1 診療所の状況

診療所数は中部医療圏が最も多く、そのうち佐賀市内の診療所で中部医療圏全体の約74.7%を占めています。

診療所数は、中部医療圏に続き、南部医療圏、北部医療圏、東部医療圏、西部医療圏の順となります。

(表4：佐賀県の診療所数)

医療圏	診療所数	内 訳
中部	313	・有床医療機関 59 (佐賀市：47、多久市：0、神崎市：5、小城市：4、吉野ヶ里町：3) ・無床医療機関 254 (佐賀市：187、多久市：11、神崎市：18、小城市：29、吉野ヶ里町：9)
東部	103	・有床医療機関 16 (鳥栖市：14、上峰町：0、基山町：0、みやき町：2) ・無床医療機関 87 (鳥栖市：55、上峰町：5、基山町：11、みやき町：16)
北部	105	・有床医療機関 20 (唐津市：18、玄海町：2) ・無床医療機関 85 (唐津市：83、玄海町：2)
西部	59	・有床医療機関 13 (伊万里市：12、有田町：1) ・無床医療機関 46 (伊万里市：28、有田町：18)
南部	118	・有床医療機関 37 (武雄市：13、鹿島市：6、嬉野市：7、大町町：2、江北町：4、白石町：4、太良町：1) ・無床医療機関 81 (武雄市：34、鹿島市：12、嬉野市：12、大町町：4、江北町：2、白石町：15、太良町：2)

(出典) 保健福祉事務所 (令和元年11月30日現在)

休止含む

なお、1診療所当たりの人口で医療圏ごとと比較した場合、南部医療圏が最も多く、中部医療圏が最も少なくなっています。

(表5：佐賀県の診療所当たり人口)

医療圏	診療所数	人口(人)	1診療所当たり人口(人)
中部	313	343,094	1,096
東部	103	126,763	1,230
北部	105	123,125	1,172
西部	59	72,669	1,231
南部	118	148,374	1,257
合計	698	814,025	1,166

(出典) 人口は、佐賀県の推計人口 (令和元年12月1日現在)

2 医師の状況

県内の診療所従事医師について、男女比は県内全域で概ね男性が90%弱、女性が10%強であり、全国と比較しても女性の比率が高いわけではありません。

また、年齢構成については、県全体としては、男女とも60～64歳の人数が最も多いものの、2025年に後期高齢者と明らかになる70歳以上の層で、男女合計で約16%を占めています。

年齢構成について医療圏ごとに見ていくと、中部医療圏では70歳以上の層で約18%を占めていますが、東部医療圏及び北部医療圏は約11%、西部医療圏では約21%、南部医療圏では約14%と、医療圏によりばらつきがあるところです。

また、年齢構成を40歳未満で見えていくと、県全体では約4%に対し、中部医療圏と北部医療圏はそれぞれ約4%と約5%と県全体と同程度ですが、東部医療圏は約8%、西部医療圏では約2%、南部医療圏では約1%となり、こちらも医療圏によりばらつきがあるところです。

(表6：佐賀県の診療所従事医師の男女・年齢構成)

圏域名	総数医師数(人)	男性・年齢階級別医師数(人)																									
		～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上													
00 全国	102,457	0	0%	115	0%	591	1%	1,873	2%	4,956	5%	8,332	8%	10,769	11%	13,650	13%	13,744	13%	12,255	12%	5,955	6%	4,490	4%	6,339	6%
41 佐賀県	730	0	0%	0	0%	4	1%	15	2%	36	5%	52	7%	73	10%	102	14%	137	19%	111	15%	37	5%	26	4%	42	6%
4101 中部	359	0	0%	0	0%	1	0%	6	2%	15	4%	28	8%	33	9%	49	14%	71	20%	46	13%	18	5%	12	3%	27	8%
4102 東部	110	0	0%	0	0%	1	1%	7	6%	5	5%	6	5%	11	10%	18	16%	20	18%	19	17%	5	5%	4	4%	1	1%
4103 北部	93	0	0%	0	0%	1	1%	2	2%	4	4%	5	5%	14	15%	11	12%	21	23%	13	14%	4	4%	3	3%	4	4%
4104 西部	50	0	0%	0	0%	1	2%	0	0%	1	2%	5	10%	4	8%	8	16%	6	12%	10	20%	4	8%	2	4%	4	8%
4105 南部	118	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	11	9%	8	7%	11	9%	16	14%	19	16%	23	19%	6	5%	5	4%	6	5%
圏域名	総数医師数(人)	女性・年齢階級別医師数(人)																									
		～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上													
00 全国	102,457	0	0%	66	0%	521	1%	1,555	2%	2,667	3%	3,297	3%	2,864	3%	2,755	3%	2,078	2%	1,503	1%	784	1%	488	0%	810	1%
41 佐賀県	730	0	0%	0	0%	4	1%	5	1%	12	2%	18	2%	22	3%	7	1%	13	2%	6	1%	3	0%	1	0%	4	1%
4101 中部	359	0	0%	0	0%	2	1%	3	1%	6	2%	9	3%	9	3%	6	2%	8	2%	4	1%	3	1%	1	0%	2	1%
4102 東部	110	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	1	1%	2	2%	5	5%	1	1%	2	2%	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%
4103 北部	93	0	0%	0	0%	2	2%	0	0%	2	2%	4	4%	1	1%	0	0%	1	1%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%
4104 西部	50	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	2%	3	6%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	1	2%
4105 南部	118	0	0%	0	0%	0	0%	1	1%	3	3%	2	2%	4	3%	0	0%	2	2%	1	1%	0	0%	0	0%	0	0%

(出典) 外来医師偏在指標に係るデータ集(医師・歯科医師・薬剤師調査(平成28年12月31日現在))

3 外来受診の状況

表3のとおり、県内では外来患者のうち、約74%を診療所で対応しており、これは全国とほぼ変わらない状況となっています。

しかし、西部医療圏及び南部医療圏においては70%を切る程度となっており、最も高い東部医療圏の78%に比べ、10%以上低い状況となっています。

また、全国と比較して外来を受診する地域かどうかを示す「外来標準化受療率比」では、県全体としては全国と比較した場合、より外来を受療する県であると言えますが、東部医療圏では全国に比べ外来受療をしない医療圏となっていますし、南部医療圏は県内では最も高く外来受療をする医療圏となっています。

(表7：佐賀県の外来標準化受療率比)

圏域名	外来標準化 受療率比(昼 間人口)	外来期待 受療率(昼 間人口)	男性・年齢階級別昼間人口(10万人)																
			0~4 歳	5~9 歳	10~ 14歳	15~ 19歳	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 34歳	35~ 39歳	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 59歳	60~ 64歳	65~ 69歳	70~ 74歳	75~ 79歳	80歳 以上
00 全国	1.000	4576	25.8	27.6	28.4	30.8	32.6	33.5	37.4	40.9	48.3	48.8	41.6	38.1	38.2	47.2	36.5	29.7	37.8
41 佐賀県	1.030	4714	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3
4101 中部	1.004	4595	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
4102 東部	0.973	4450	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4103 北部	1.075	4916	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
4104 西部	1.046	4786	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4105 南部	1.099	5030	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1

圏域名	外来標準化 受療率比(昼 間人口)	外来期待 受療率(昼 間人口)	女性・年齢階級別昼間人口(10万人)																
			0~4 歳	5~9 歳	10~ 14歳	15~ 19歳	20~ 24歳	25~ 29歳	30~ 34歳	35~ 39歳	40~ 44歳	45~ 49歳	50~ 54歳	55~ 59歳	60~ 64歳	65~ 69歳	70~ 74歳	75~ 79歳	80歳 以上
00 全国	1.000	4576	24.5	26.3	27.0	29.3	31.0	31.7	35.8	39.4	46.7	47.5	41.0	38.1	39.0	50.1	41.4	36.9	68.5
41 佐賀県	1.030	4714	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.2	0.5
4101 中部	1.004	4595	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
4102 東部	0.973	4450	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
4103 北部	1.075	4916	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
4104 西部	1.046	4786	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
4105 南部	1.099	5030	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1

(出典) 外来医師偏在指標に係るデータ集(性・年齢階級の外来受療率及び住民基本台帳人口(平成30年1月1日時点)より計算)

4 患者流出入の状況

医療圏ごとの患者の流出入状況を見ると、以下のとおりです。

- ・中部医療圏では、県外への流出もあるものの県内の他の医療圏からの流入もあり、結果としては流出よりも流入が上回っている状況にあります。
- ・東部医療圏では、県外への流出が大きく、隣接する久留米医療圏との相互補完関係を物語っていると言えます。
- ・北部医療圏では、県外を中心に流出が流入を上回っています。
- ・西部医療圏では、長崎県と南部医療圏との関係で流出が流入を上回っています。
- ・南部医療圏では、中部医療圏と県外との関係で流出が流入を上回っています。

また、県全体での県外への流出は3.8千人/日となっていますが、そのうち福岡県への流出が3.0千人/日と大部分を占めています。

(表8：佐賀県の外来患者流出入表)

41 佐賀県		患者数(施設所在地)(病院+一般診療所の外来患者数、千人/日)						患者総数 (患者住所地)	患者流出入	
		4101 中部	4102 東部	4103 北部	4104 西部	4105 南部	都道府県外		患者流入数(千人/日)	患者流出調整係数
患者数 (患者住所地)	4101 中部	18.8	0.3	0.0	0.0	0.3	0.9	20.5	0.4	1.020
	4102 東部	0.4	5.2	0.0	0.0	0.0	1.8	7.4	-1.4	0.810
	4103 北部	0.2	0.0	6.6	0.0	0.0	0.4	7.3	-0.4	0.939
	4104 西部	0.1	0.0	0.1	3.4	0.3	0.3	4.2	-0.4	0.904
	4105 南部	0.8	0.0	0.0	0.1	8.1	0.4	9.5	-0.5	0.943
	都道府県外	0.4	0.4	0.1	0.2	0.2	-	-	-	-
患者総数(施設所在地)		20.9	6.0	6.8	3.8	8.9	-	48.9	-2.4	0.951

(出典) 外来医師偏在指標に係るデータ集(表は、平成29年患者調査の病院+一般診療所の県内・県外の外来患者流出・流入数データを、NDBの平成29年度の病院+一般診療所における初再診・在宅医療の診療分データ(12か月分算定回数)の都道府県内二次医療圏間流入割合に応じて集計したもの)

(表9：全国の外来患者流出入表)

施設所在地 患者居住地		患者数(施設所在地)(病院+一般診療所の初再診・在宅医療、千人/日)												患者総数(患者住所地)	患者流出入	
		01 北海道	13 東京都	14 神奈川県	40 福岡県	41 佐賀県	42 長崎県	43 熊本県	44 大分県	45 宮崎県	46 鹿児島県	47 沖縄県	都道府県外		患者流入数(千人/日)	患者流出調整係数
患者数 (患者住所地)	01 北海道	230.0	0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	230.5	0.0	1.000
	13 東京都	0.2	578.2	6.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	15.4	593.6	37.5	1.063
	14 神奈川県	0.1	17.4	375.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	21.0	396.4	-11.1	0.972
	40 福岡県	0.0	0.2	0.1	255.1	1.0	0.1	0.4	0.8	0.0	0.1	0.0	3.4	258.5	5.6	1.022
	41 佐賀県	0.0	0.1	0.0	3.0	45.1	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.8	48.9	-2.4	0.951
	42 長崎県	0.0	0.1	0.0	0.4	0.5	76.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	77.7	-0.6	0.992
	43 熊本県	0.0	0.1	0.0	1.3	0.0	0.0	93.5	0.1	0.0	0.1	0.0	2.1	95.6	-0.4	0.996
	44 大分県	0.0	0.1	0.0	1.0	0.0	0.0	0.1	51.0	0.0	0.0	0.0	1.5	52.5	-0.1	0.998
	45 宮崎県	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	55.0	0.1	0.0	0.5	55.5	0.8	1.014
	46 鹿児島県	0.0	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.3	0.0	1.3	83.4	0.0	2.2	85.6	-1.5	0.982
47 沖縄県	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	54.5	0.1	54.6	0.1	1.002	
都道府県外	0.5	52.9	9.9	9.0	1.4	0.6	1.7	1.4	1.3	0.7	0.2	-	-	-	-	

(出典) 外来医師偏在指標に係るデータ集(表は、平成29年患者調査の病院+一般診療所の県内・県外の外来患者流出・流入数データを、NDBの平成29年度の病院+一般診療所における初再診・在宅医療の診療分データ(12か月分算定回数)の都道府県間流入割合に応じて集計したもの。)

第4 外来医師偏在指標

外来医師偏在指標の算出方式は、ガイドラインにより以下のとおりとされています。

標準化診療所医師数（※1）

外来医師偏在指標 \equiv $\left[\frac{\text{（患者人口流出調整後の地域人口/10万人）}}{\text{（患者人口流出調整後の地域人口/10万人）}} \times \text{地域の標準化外来受療率比（※2）} \right] \times \text{地域の診療所の外来患者対応割合（※4）}$

（※1）標準化診療所医師数 $= \sum \text{性・年齢階級別診療所医師数} \times \frac{\text{性・年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$

（※2）地域の標準化外来受療率比 $= \frac{\text{地域の外来期待受療率（※3）}}{\text{全国の外来期待受療率}}$

（※3）地域の外来期待受療率 $= \frac{\sum \text{全国の性・年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性・年齢階級別人口}}{\text{地域の人口}}$

（※4）地域の診療所の外来患者対応割合 $= \frac{\text{地域の診療所の外来延べ患者数}}{\text{地域の診療所 + 地域の病院の外来延べ患者数}}$

（表10：佐賀県の診療所従事医師数）

圏域名	総数医師数(人)	男性・年齢階級別医師数(人)																女性・年齢階級別医師数(人)									
		~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
00 全国	102,457	0	115	591	1,873	4,956	8,332	10,769	13,650	13,744	12,255	5,955	4,490	6,339	0	66	521	1,555	2,667	3,297	2,864	2,755	2,078	1,503	784	488	810
41 佐賀県	730	0	0	4	15	36	52	73	102	137	111	37	26	42	0	0	4	5	12	18	22	7	13	6	3	1	4
4101 中部	359	0	0	1	6	15	28	33	49	71	46	18	12	27	0	0	2	3	6	9	9	6	8	4	3	1	2
4102 東部	110	0	0	1	7	5	6	11	18	20	19	5	4	1	0	0	0	1	1	2	5	1	2	0	0	0	1
4103 北部	93	0	0	1	2	4	5	14	11	21	13	4	3	4	0	0	2	0	2	4	1	0	1	1	0	0	0
4104 西部	50	0	0	1	0	1	5	4	8	6	10	4	2	4	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	1
4105 南部	118	0	0	0	0	11	8	11	16	19	23	6	5	6	0	0	0	1	3	2	4	0	2	1	0	0	0

（出典）外来医師偏在指標に係るデータ集（医師・歯科医師・薬剤師調査（平成28年12月31日現在））

（表11：全国の性・年齢階級別労働時間比）

圏域名	男性・年齢階級別労働時間比														女性・年齢階級別労働時間比													
	~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上		
00 全国	0.865	0.865	1.210	1.210	1.149	1.149	1.145	1.145	1.014	1.014	0.779	0.779	0.779	1.006	1.006	0.828	0.828	0.794	0.794	0.985	0.985	0.900	0.900	0.694	0.694	0.694		

（出典）外来医師偏在指標に係るデータ集（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」（研究班）より、診療所従事医師の性・年齢階級別の労働時間比を算出。）

(表 12 : 佐賀県の標準化診療所従事医師数)

圏域名	標準化診療所従事医師数 (人)	男性・年齢階級別標準化診療所従事医師数 (人)														女性・年齢階級別標準化診療所従事医師数 (人)													
		~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上	~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上		
00 全国	102,457	0	99	715	2,267	5,694	9,572	12,327	15,625	13,937	12,428	4,637	3,496	4,936	0	66	431	1,287	2,119	2,619	2,820	2,713	1,869	1,352	544	339	562		
41 佐賀県	740	0	0	5	18	41	60	84	117	139	113	29	20	33	0	0	3	4	10	14	22	7	12	5	2	1	3		
4101 中部	361	0	0	1	7	17	32	38	56	72	47	14	9	21	0	0	2	2	5	7	9	6	7	4	2	1	1		
4102 東部	114	0	0	1	8	6	7	13	21	20	19	4	3	1	0	0	0	1	1	2	5	1	2	0	0	0	1		
4103 北部	95	0	0	1	2	5	6	16	13	21	13	3	2	3	0	0	2	0	2	3	1	0	1	1	0	0	0		
4104 西部	50	0	0	1	0	1	6	5	9	6	10	3	2	3	0	0	0	0	0	1	3	0	0	0	0	0	1		
4105 南部	120	0	0	0	0	13	9	13	18	19	23	5	4	5	0	0	0	1	2	2	4	0	2	1	0	0	0		

(出典) 外来医師偏在指標に係るデータ集 (当該の性・年齢階級の診療所従事医師数及び労働時間比を用いて算出。)

(表 13 : 全国の性・年齢階級別の外来受療率)

圏域区分	都道府県名	圏域名	男性・年齢階級別外来受療率																
			0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
全国の性・年齢階級別の外来受療率 (人口10万人対外来患者千人)			6,372	3,465	2,405	1,446	1,180	1,316	1,485	1,641	1,973	2,343	2,940	3,568	4,637	6,036	7,837	9,951	10,741
圏域区分	都道府県名	圏域名	女性・年齢階級別外来受療率																
			0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
全国の性・年齢階級別の外来受療率 (人口10万人対外来患者千人)			6,081	3,153	2,064	1,708	2,014	2,753	3,282	3,286	3,116	3,267	3,908	4,520	5,407	6,725	8,593	10,517	10,080

(出典) 外来医師偏在指標に係るデータ集 (全国の性・年齢階級別外来患者数、住民基本台帳人口 (2018年1月1日時点) の性・年齢階級別人口を用いて算出。)

(表 14 : 佐賀県の人口)

圏域名	総数 (10万人)	男性・年齢階級別人口 (10万人)																
		0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
00 全国	1277.1	25.8	27.6	28.4	30.8	32.6	33.5	37.4	40.9	48.3	48.8	41.6	38.1	38.2	47.2	36.5	29.7	37.8
41 佐賀県	8.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3
4101 中部	3.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
4102 東部	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4103 北部	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
4104 西部	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
4105 南部	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1
圏域名	総数 (10万人)	女性・年齢階級別人口 (10万人)																
		0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
00 全国	1277.1	24.5	26.3	27.0	29.3	31.0	31.7	35.8	39.4	46.7	47.5	41.0	38.1	39.0	50.1	41.4	36.9	68.5
41 佐賀県	8.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.3	0.2	0.5
4101 中部	3.5	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2
4102 東部	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
4103 北部	1.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1
4104 西部	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
4105 南部	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1

(出典) 外来医師偏在指標に係るデータ集 (住民基本台帳 (平成30年1月1日現在))

(表 16 : 佐賀県の標準化外来受療率比)

圏域名	標準化外来受療率比	期待外来受療率	男性・年齢階級別外来医療需要																
			0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
00 全国	1.000	4576	164162.4	95711.3	68250.7	44498.2	38485.0	44097.4	55522.6	67148.2	95410.6	114252.2	122169.7	135900.0	176890.5	284628.4	285931.2	295652.7	405495.2
41 佐賀県	1.030	4713	1158.1	690.4	491.4	316.7	232.6	248.4	331.2	402.9	534.9	593.6	694.6	919.6	1316.1	2005.6	1708.6	1765.0	2858.8
4101 中部	1.013	4633	487.9	289.4	199.4	132.4	102.5	107.2	141.8	171.9	224.3	259.2	297.2	377.0	528.4	788.1	690.8	721.4	1123.5
4102 東部	0.982	4493	189.1	113.5	79.8	49.4	36.9	39.6	53.2	65.9	92.9	99.8	105.2	123.5	176.9	287.1	264.5	257.7	357.6
4103 北部	1.057	4837	175.4	105.0	78.1	50.3	33.2	36.9	49.2	58.9	82.7	82.3	101.6	146.1	213.8	332.3	274.4	276.2	482.6
4104 西部	1.058	4842	106.9	62.5	44.9	28.3	20.3	21.5	29.8	36.4	47.3	51.1	59.4	88.0	129.9	200.2	155.8	164.4	280.2
4105 南部	1.072	4904	198.8	119.9	89.3	56.3	39.8	43.2	57.2	69.8	87.7	101.3	131.1	185.0	267.1	397.9	322.9	345.2	614.9

圏域名	標準化外来受療率比	期待外来受療率	女性・年齢階級別外来医療需要																
			0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
00 全国	1.000	4576	148928.8	82782.8	55723.0	50010.4	62337.6	87292.7	117459.3	129586.1	145521.3	155142.5	160153.6	172380.6	210865.5	337144.3	355785.5	387856.3	690123.6
41 佐賀県	1.030	4713	1044.6	604.5	401.8	358.2	393.5	525.5	734.8	809.8	850.3	859.3	989.1	1235.3	1617.6	2362.5	2195.0	2555.3	5465.7
4101 中部	1.013	4633	444.0	250.9	167.1	149.6	175.4	229.1	320.0	345.7	368.4	376.4	431.2	513.2	656.2	943.7	908.5	1037.2	2129.7
4102 東部	0.982	4493	164.1	96.8	65.7	56.0	63.7	85.7	119.5	134.8	142.6	143.2	140.8	169.8	221.1	343.4	326.7	343.3	640.6
4103 北部	1.057	4837	159.1	94.6	62.1	55.0	54.7	77.8	105.6	119.6	127.0	123.3	147.9	200.4	269.7	382.9	351.6	422.8	931.7
4104 西部	1.058	4842	96.4	57.5	36.5	31.2	30.5	41.3	63.0	71.1	71.4	70.0	84.4	112.0	156.2	230.9	203.3	239.3	556.9
4105 南部	1.072	4904	180.9	104.6	70.4	66.5	69.2	91.7	126.8	138.5	140.9	146.4	184.8	239.9	314.3	461.5	405.0	512.7	1206.8

(出典) 外来医師偏在指標に係るデータ集(全国の性・年齢階級別外来患者数、住民基本台帳人口(2018年1月1日時点)の性・年齢階級別人口を用いて算出。)

(表 17 : 全国の性・年齢階級別患者数)

圏域名	総数(人)	男性・年齢階級別患者数(人)																
		0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
00 全国	5,843,300	164,162	95,711	68,251	44,498	38,485	44,097	55,523	67,148	95,411	114,252	122,170	135,900	176,891	284,628	285,931	295,653	405,495

圏域名	総数(人)	女性・年齢階級別患者数(人)																
		0~4歳	5~9歳	10~14歳	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳以上
00 全国	5,843,300	148,929	82,783	55,723	50,010	62,338	87,293	117,459	129,586	145,521	155,143	160,154	172,381	210,866	337,144	355,785	387,856	690,124

(出典) 外来医師偏在指標に係るデータ集(患者調査(平成29年))

第5 外来医師多数区域

1 外来医師多数区域

前述の算出方法により厚生労働省において計算された佐賀県の外来医師偏在指標は表18のとおりとなります。

また、全国の2次医療圏数が335であり、その上位1/3以内になれば外来医師多数区域とされていることから、県内では、中部医療圏、東部医療圏、南部医療圏が外来医師多数区域となります。

(表18：佐賀県の外来医師偏在指標)

圏域名	外来医師偏在指標 (再計算値)	順位	分類	標準化診療所 従事医師数 (人)	2018年1月1日 時点人口(10万 人)	標準化外来受 療率比	診療所外来患 者数割合	病院+一般診療 所外来患者流 出入調整係数
00全国	106.3			102,457	1,277.1	1.000	75.5%	1.000
4101中部	132.0	26	外来医師多数区域	361	3.5	1.013	76.2%	1.020
4102東部	146.8	8	外来医師多数区域	114	1.3	0.982	78.0%	0.810
4103北部	99.0	153		95	1.3	1.057	74.5%	0.940
4104西部	103.1	132		50	0.8	1.058	67.1%	0.904
4105南部	110.8	82	外来医師多数区域	120	1.5	1.072	69.2%	0.943

(出典) 厚生労働省医政局地域医療計画課長通知(医政地発1225第7号令和元年12月25日)

なお、外来医師偏在指標については、あくまで相対的なものであること、診療科ごとの状況を表していないこと、地域包括ケアシステムの単位等の細やかな視点での偏在状況を示しているものではないこと等に留意すべきであり、参考指標として、地域の実情をよく把握したうえで活用します。

2 新規開業者への情報提供

外来医師多数区域に該当する医療圏に関する保健福祉事務所の窓口においては、新規開業の事前相談や開設届の提出に関係者が来訪した際には、地域の外来医療の提供状況を説明するとともに、当該医療圏が外来医師多数区域である旨周知します。

また、銀行や医療機器卸メーカー、医療経営のコンサルタント等へ、説明会の開催や出前講座の実施、ホームページ掲載などの方法を通じて、その事実を周知します。

なお、診療所の開設は、届出による自由開業制であり、外来医師多数区域においても開業の規制はありません。このため、新規開業を希望する方に、地域の外来医療の状況を理解していただき、地域医療への協力を求めるものであることに留意する必要があります。

第3章 対象2次医療圏において不足する外来医療機能等

第1 不足する外来医療機能

1 中部医療圏

中部医療圏においては、不足外来医療機能を確認する際に、以下の意見がありました。

- ・在宅当番医は、内科、外科の医師が中心になって維持しているが、医師が高齢化している。
- ・高齢になっていなくとも身体的に問題を抱えている医師もあり、在宅当番医の輪番はギリギリの状態である。
- ・産業医の需要はあるが、育成が困難である。
- ・在宅医療は今のところ過不足なく対応できているが、患者さんが増えてくると、対応が難しいかもしれない。
- ・在宅医療は昼間の時間帯に関しては体制が整いつつあるが、夜間・休日に関しては電話相談が手一杯である。

このことから、中部医療圏においては、初期救急、公衆衛生、在宅医療を不足外来医療とします。

2 東部医療圏

東部医療圏においては、不足外来医療機能を確認する際に、以下の意見がありました。

- ・休日救急医療センターや在宅当番医は、現在医師会員で年に3回程度の当番となっているが、今後会員数が少なくなると回数が増える可能性もあり、会員の負担が増してくる。
- ・産業医や学校医については、医療機関経営者が（世代）交代しても引き続き担ってくれればよいが、経営者交代を契機に辞める人が多く、なり手不足である。
- ・伸びる在宅医療の需要に対しては、現在のままでは不足することは明らかである。

このことから、東部医療圏においては、初期救急、公衆衛生、在宅医療を不足外来医療とします。

3 南部医療圏

南部医療圏においては、不足外来医療機能を確認する際に、以下の意見がありました。

- ・休日・時間外のこどもクリニックは、小児救急を中心に佐賀大学の応援を得て行っているが、21時以降は地元の救急病院、公的医療機関が事実上担っており負担が増大している。
- ・19時から21時まで、365日当番制で夜間急患センターを開催しており、比較的うまく運営できているが、一部の会員に負担が掛かる時がある。
- ・現在の小児時間外診療の診療時間延長が必要だが、担当の医師が集められるかどうか不安が残る。
- ・在宅当番医について、外科診療する医師の減少により現医師の負担が増している。
- ・在宅当番医について、開業医の高齢化（多くが団塊の世代）が進み担当できる医師が減少するのは明らか、特に外科系の何でも診る医師の減少が懸念される。
- ・在宅当番医について、現状では負担は少ないが、開設者の高齢化が進んでおり今後負担が増大する。
- ・産業医の担い手が少なく、一部の会員に負担が掛かっている。
- ・学校医について、地域の先生の高齢化により今後不足する可能性がある。
- ・学校医の担い手が少なく、一部の会員に負担が掛かっている。
- ・学校医について、なかなか引き受けてくれる医師が少なく業務が増え負担は大きい（幼稚園等からの依頼も多い）。
- ・予防接種について、開業医中心の医師会員だけで担当するのは困難となってきた。
- ・伸びる在宅医療の需要について、かかりつけ医主体として診療する環境の整備が必要と考える。

このことから、南部医療圏においては、初期救急、公衆衛生、在宅医療を不足外来医療とします。

第2 新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求める方法

新規開業者は、診療所設置に伴い、開設届を管轄の保健福祉事務所へ提出することとなります。

最終的にはその開設届を提出する機会に不足する医療機能を担うことを求めますが、保健福祉事務所へ開設の事前相談に来訪される機会や開設届を入手する機会等の開設届提出前に、あらかじめ新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求めます。

なお、法人が開設者となる新規開業に当たっては、開設許可申請書の提出が開設届よりも先んじることから、開設許可申請書を入手する機会等に、あらかじめ新規開業者へ不足する医療機能を担うことを求めます。

第4章 新規開業者へ求める医療機能に応じない場合の協議の場における協議プロセス 及びその協議結果の公表の方法

第1 保健福祉事務所による理由書提出の求め

外来医師多数区域に関する保健福祉事務所は、地域の外来医療の提供状況の説明を行い、地域で不足する外来医療機能への協力を求めた場合でも、新規開業者が求めに応じない場合、当該新規開業者に対し、求める医療機能に応じない理由書の提出を求めます。

第2 保健福祉事務所による地域医療構想調整会議分科会構成員への情報提供

外来医師多数区域に関する保健福祉事務所は、上記理由書の提出があった場合には、適時に、関係する地域医療構想調整会議分科会構成員へ情報提供します。

第3 地域医療構想調整会議分科会における協議

外来医師多数区域に関する保健福祉事務所は、新規開業者へ求める医療機能に応じない新規開業者がいる場合には、当該新規開業者に出席を求める又は提出された理由書を利用して、地域医療構想調整会議分科会を開催し、協議を行い、その結果について公表します。

なお、その協議の際には、新規開業される場所や診療科目によっては地域において不足していたものである可能性もあることから、地域の実情に応じて協議することが必要です。

分科会において結論を得た方針に沿わない医療機関については、医療審議会に報告し、意見を聴取します。

第5章 医療機器の共同利用

第1 対象とする医療機器

当該計画で共同利用を進める対象の高額医療機器は、ガイドラインに基づき以下のとおりとします。

- ・CT（マルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）
- ・MRI（1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI）
- ・PET（PET及びPET-CT）
- ・放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）
- ・マンモグラフィー

第2 医療機器の状況

1 医療機器の配置状況

佐賀県内における高額医療機器の配置状況は以下のとおりです。

なお、具体的な配置状況については別冊に掲載

（表19：佐賀県の高額医療機器の配置状況）

圏域名 平成30年4月時点	病院保有台数					一般診療所保有台数				
	CT	MRI	PET	マンモグラフィー	放射線治療 (体外照射)	CT	MRI	PET	マンモグラフィー	放射線治療 (体外照射)
全国	8,344	4,787	457	2,699	1,041	5,782	2,209	129	1,649	119
佐賀県	91	46	2	24	5	44	25	0	18	0
中部	39	23	2	7	3	18	16	0	10	0
東部	10	4	0	3	0	8	2	0	7	0
北部	15	8	0	5	1	5	3	0	0	0
西部	10	4	0	4	0	1	0	0	0	0
南部	17	7	0	5	1	12	4	0	1	0

（出典）医師偏在指標作成支援データ集（医療施設調査（平成29年））

2 医療機器の配置状況に係る指標

ガイドラインに基づき、地域の医療機器のニーズを踏まえ、医療機器の配置状況を医療機器の項目ごとに可視化します。なお、医療機器のニーズは、性・年齢別ごとに大きな差があることから、指標の算定に当たっては以下の算定式を用います。

$$\begin{aligned}
 \text{調整人口あたり台数} &= \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\text{地域の人口（10万人）} \times \text{地域の標準化検査率比}^{(\ast 1)}} \\
 \text{地域の標準化検査率比}^{(\ast 1)} &= \frac{\text{地域の人口あたり期待検査数}^{(\ast 2)} \text{（入院+外来）}}{\text{全国の人口あたり期待検査数（入院+外来）}} \\
 \text{地域の人口あたり期待検査数}^{(\ast 2)} &= \frac{\sum \left\{ \frac{\text{全国の性・年齢階級別検査数（入院+外来）}}{\text{全国の性・年齢階級別人口}} \times \text{地域の性・年齢階級別人口} \right\}}{\text{地域の人口}}
 \end{aligned}$$

佐賀県内における医療機器の配置状況に係る指標は以下のとおりです。

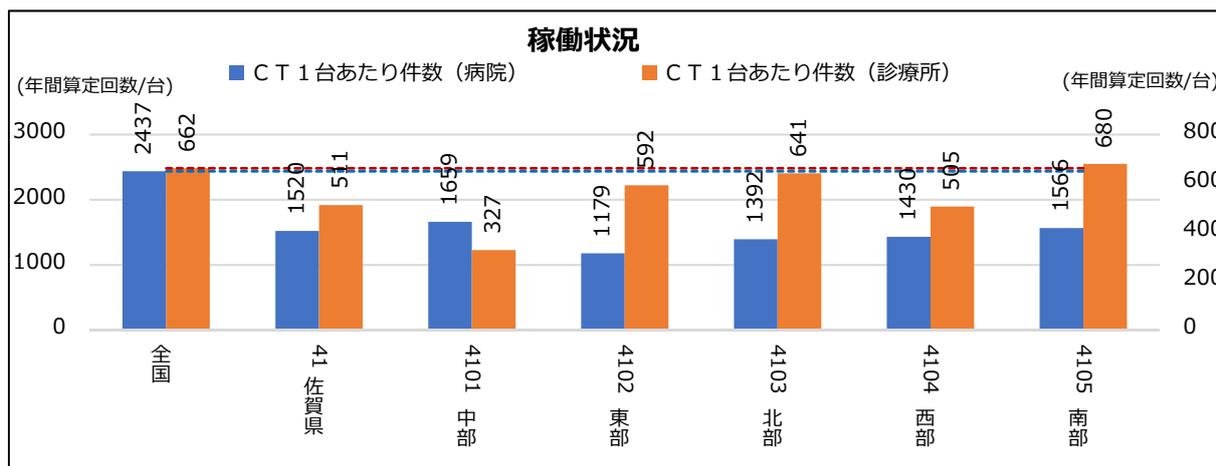
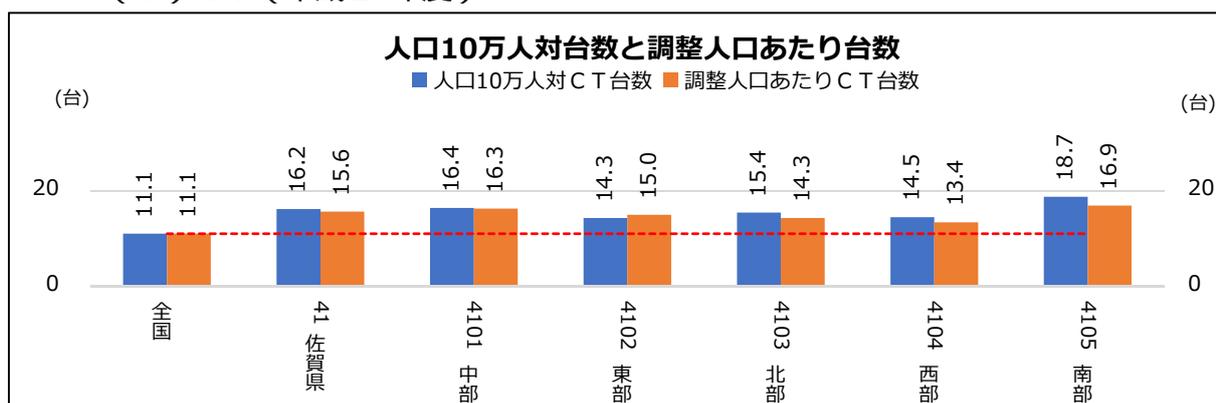
(表 20 : 佐賀県の調整人口当たりの高額医療機器の配置状況)

圏域名 平成 30 年 4 月時点	調整人口あたり台数				
	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療 (体外照射)
全国	11.1	5.5	0.46	3.4	0.91
佐賀県	15.6	8.4	0.24	5.1	0.58
中部	16.3	11.2	0.58	4.9	0.87
東部	15.0	4.9	0.00	8.1	0.00
北部	14.3	8.1	0.00	3.9	0.72
西部	13.4	5.0	0.00	5.4	0.00
南部	16.9	6.6	0.00	3.9	0.59

(出典) 医師偏在指標作成支援データ集

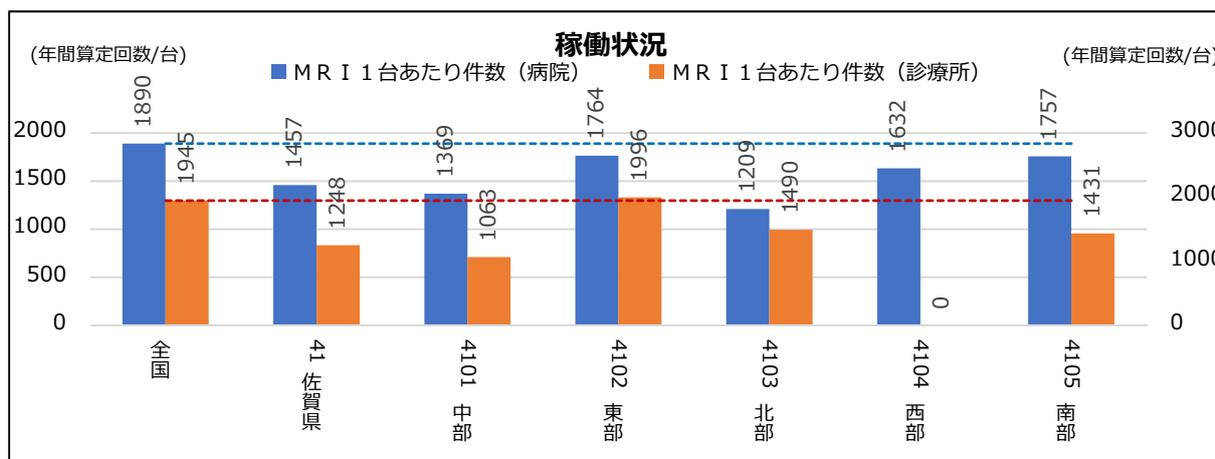
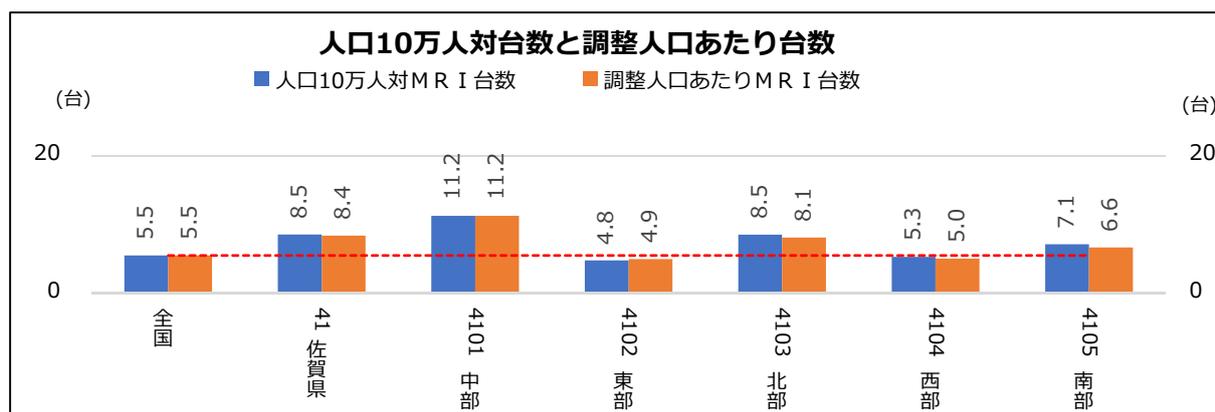
3 医療機器別の利用状況

(1) CT (平成 29 年度)



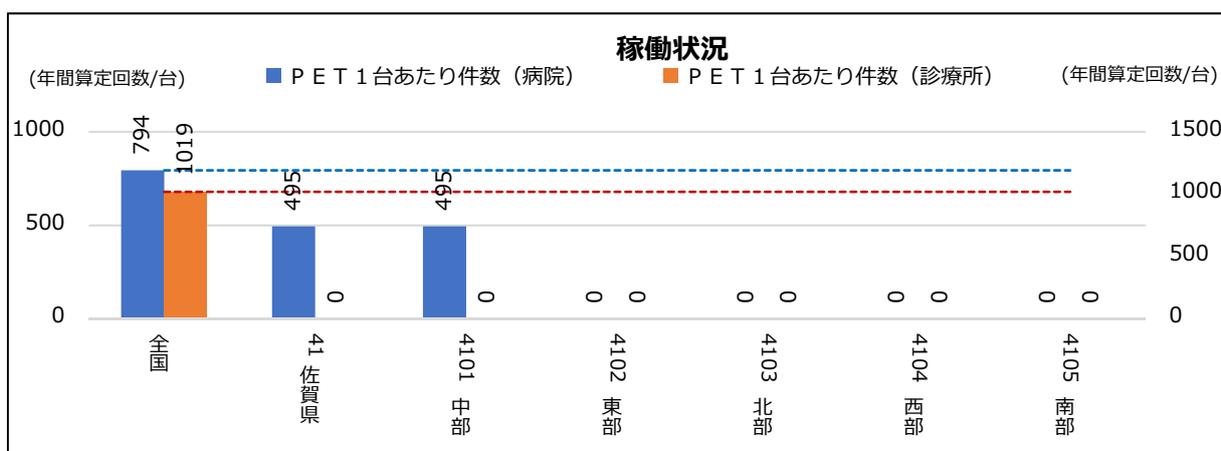
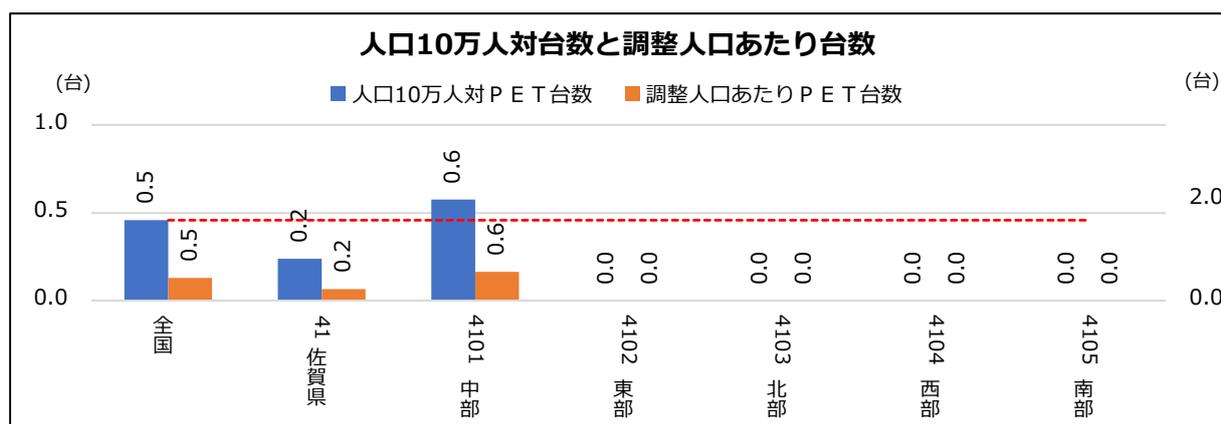
・すべての二次医療圏について、人口当たりの保有台数は全国平均を上回っています。

(2) MRI (平成29年度)



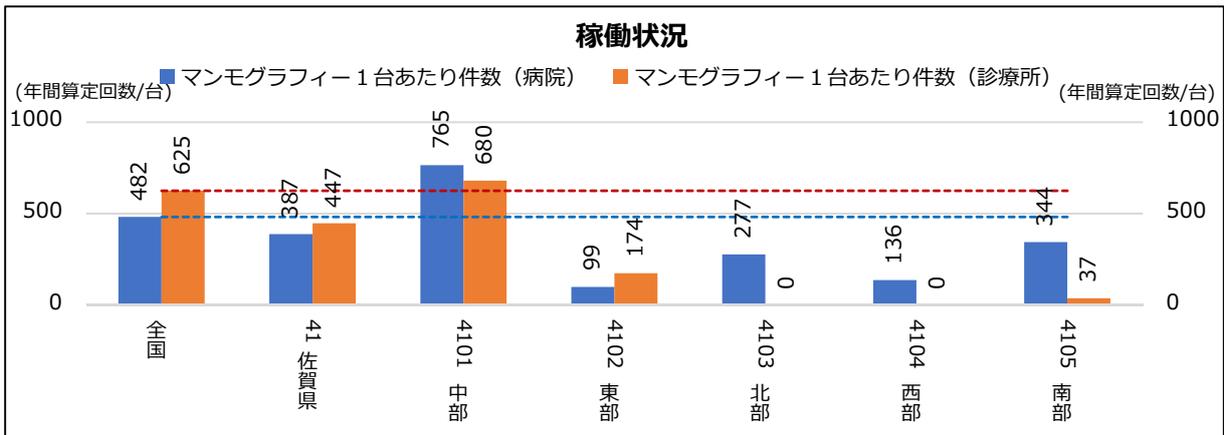
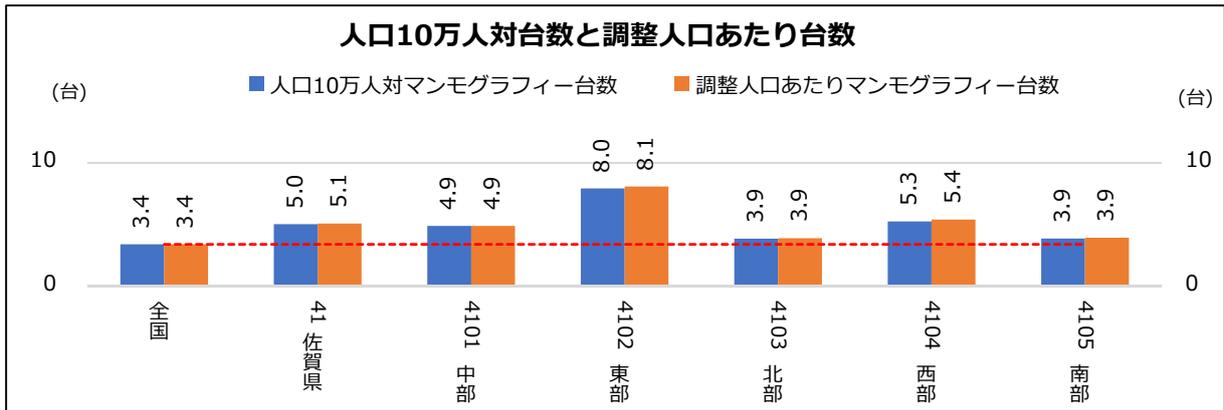
・すべての二次医療圏について、全国並み又はそれ以上の保有台数となっています。

(3) PET (平成29年度)



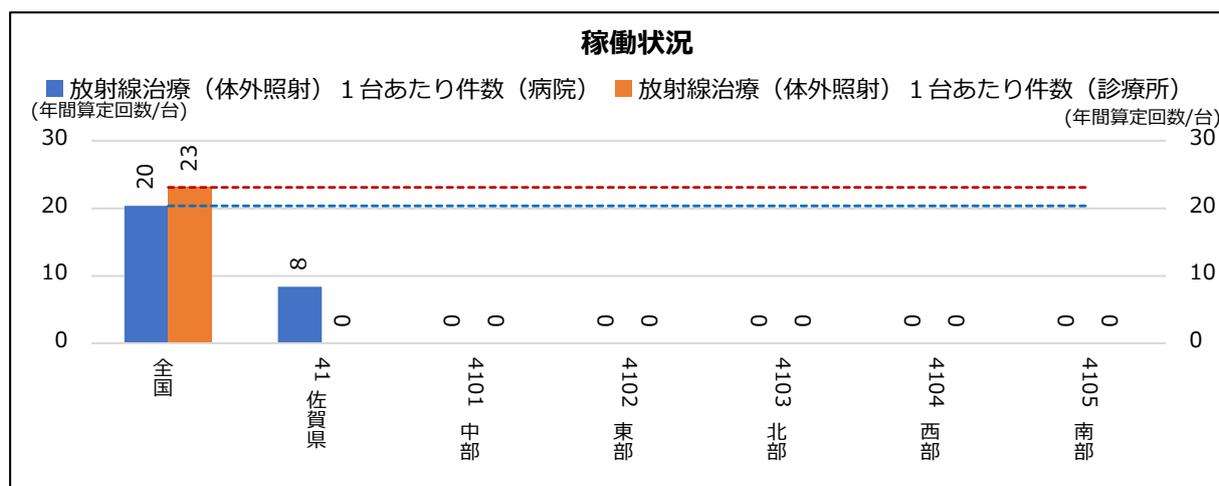
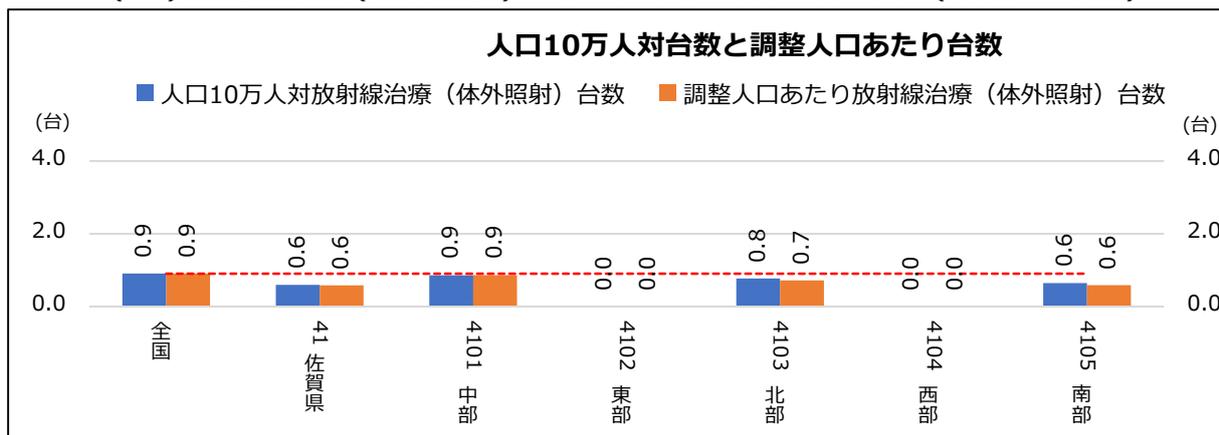
- ・PET CTについては、県内では中部医療圏のみで保有されており（佐賀大学医学部附属病院1台、福岡病院1台）、その台数は全国平均を上回っています。また、県内にPETを保有している医療機関はありません。

(4) マンモグラフィー (平成 29 年度)



・すべての二次医療圏について、全国平均以上の保有台数となっています。特に東部医療圏では全国平均の2倍以上の保有台数となっています。

(5) 放射線治療（体外照射）...リニアック・ガンマナイフ（平成29年度）



- ・ガンマナイフについては、県内に保有している医療機関はありません。
- ・リニアックについては、中部医療圏・北部医療圏・南部医療圏のみ保有しており、中部医療圏のみ全国平均並みとなっています。

第3 共同利用方針

現状では患者紹介により実態的に医療機器の共同利用は概ね図られているものの、今後、効率的な医療提供体制の構築がより求められるなか、公益財団法人佐賀県健康づくり財団や地域医療支援病院等の機器の共同利用の既存の仕組みがあることから、その仕組みの利用拡大を中心として、より組織的に、機器の共同利用を進めることとします。

(1) C T

地域医療支援病院等の共同利用制度の更なる活用を中心に、現在ある機器の共同利用を進めます。

【保有する地域医療支援病院】

中部：佐賀県医療センター好生館、NHO 佐賀病院 / 東部：NHO 東佐賀病院

北部：唐津赤十字病院 / 西部：伊万里有田共立病院 / 南部：NHO 嬉野医療センター

(2) M R I

地域医療支援病院等の共同利用制度の更なる活用を中心に、現在ある機器の共同利用を進めます。

【保有する地域医療支援病院】

中部：佐賀県医療センター好生館、NHO 佐賀病院 / 北部：唐津赤十字病院

西部：伊万里有田共立病院 / 南部：NHO 嬉野医療センター

(3) P E T

唯一 PET-CT を保有している中部医療圏においては、現在ある医療機器の共同利用を進めます。他の医療圏においても新規導入を希望する医療機関がある場合は、その共同利用について十分に検討するものとします。

【保有する地域医療支援病院】なし

(4) マンモグラフィー

地域医療支援病院等の共同利用制度の更なる活用を中心に、現在ある機器の共同利用を進めます。

【保有する地域医療支援病院】

中部：佐賀県医療センター好生館、NHO 佐賀病院 / 東部：NHO 東佐賀病院

北部：唐津赤十字病院 / 西部：伊万里有田共立病院 / 南部：NHO 嬉野医療センター

(5) 放射線治療 (体外照射)

リニアックを保有している中部・北部・南部においては、現在ある医療機器の共同利用を進めます。他の医療圏においても新規導入を希望する医療機関がある場合は、その共同利用について十分に検討するものとします。

【保有する地域医療支援病院 (リニアック)】

中部：佐賀県医療センター好生館、NHO 佐賀病院 / 北部：唐津赤十字病院

南部：NHO 嬉野医療センター

第4 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス

医療機器の効率的な活用を更に推進するため、医療機関が対象医療機器を新規導入（又は更新）する際に、共同利用の相手方となる医療機関や対象とする医療機器等についての共同利用に関する計画書を提出することとします。

1 共同利用計画の記載事項

- ・共同利用の相手方となる医療機関（更新の場合は共同利用実績のある医療機関）
- ・共同利用の対象とする医療機器
- ・保守、整備等の実施に関する方針
- ・画像撮影等の検査機器については画像情報及び画像診断情報の提供に関する方針

2 共同利用計画のチェックのためのプロセス

(1) 保健福祉事務所でのチェック

共同利用計画及び付属資料の提出については、対象医療機器の設置後10日以内に、各保健福祉事務所あて提出することとします。

保健福祉事務所は、共同利用計画及び付属資料の内容について確認し、共同利用の相手方となる医療機関名が未記入の場合など、必要に応じて医療機関へ協議の場（地域医療構想調整会議分科会）での説明を求めることとします。

なお、機器の更新の場合は、既に医療機関相互で患者紹介を行っているなど、実態的に共同利用の関係にあること状況が多いことへの留意が必要です。

(2) 地域医療構想調整会議分科会等への報告

説明を求められた医療機関は、地域医療構想調整会議分科会で共同利用計画の内容について説明することとします。

(3) 地域医療構想調整会議分科会でのチェック

地域医療構想調整会議分科会の構成員は、提出された共同利用計画について、現在の地域の医療提供体制を考慮して協議することとします。

(4) 医療機関名の公表

共同利用する医療機関については、外来医療計画の別添資料において公表することとします。

また、共同利用計画を作成提出しない、又は合理的理由なく共同利用を行わない医療機関がある場合は、県のホームページで医療機関名を公表することとします。